

【資料3】

神戸市教育委員会告示第5号

教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成31年3月規則第13号）第6条第1項の規定により委任する臨時的事務を同条第2項の規定に基づき告示する。

令和元年5月30日

神戸市教育委員会
教育長 長田 淳

1 委任事務

平成29年12月22日に発生した神戸市立高等学校における学校事故（以下「当該事故」という。）に係る調査委員会（以下「委員会」という。）の事務のうち、次に掲げるもの。

- (1) 委員会の委員の選任
- (2) 当該事故に関する委員会との連絡・調整（庶務事務を除く）
- (3) 当該事故に関する調査要望書の申立人（以下「申立人」という。）との連絡・調整
- (4) 上記に付随する業務

2 委任の相手方

行財政局の職員

3 委任期間

令和元年5月30日から起算して2年を経過する日又は委員会による調査が終了し、申立人への連絡・調整が終わった日のいずれか早い日まで